

ケアプラスわん札幌北 事業所運営規程

（事業の目的）

第1条 株式会社わおん北海道が設置するケアプラスわん札幌北（以下「事業所」という。）において実施する指定訪問介護及び札幌市訪問介護相当型サービスの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、要介護状態又は要支援状態（事業対象者の認定を受けた者を含む。以下同じ）にある利用者に対し、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定訪問介護及び札幌市訪問介護相当型サービス（以下「サービス」という。）の提供を確保することを目的とする。

（事業の運営の方針）

- 第2条 事業所が実施する事業は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して、身体介護その他の生活全般にわたる援助を行うものとする。
- 2 事業の実施に当たっては、必要なときに必要なサービスの提供ができるよう努めるものとする。
 - 3 事業の実施に当たっては、利用者の要介護状態又は要支援状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行い、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。
 - 4 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
 - 5 前4項のほか、関係法令が定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名 称 ケアプラスわん札幌北
- （2）所在地 札幌市北区新琴似2条11丁目1番2号うるおいの家 新琴似2

（従業者の職種、及び職務の内容）

第4条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- （1）管理者 1名

管理者は、従業者および業務の管理を一元的に行うとともに、事業所の従業者に対し、法令等において規定されている遵守すべき事項について指揮命令を行う。

- （2）サービス提供責任者 1名以上

サービス提供責任者は、次の業務を行う。

- ① 訪問介護計画及び札幌市訪問介護相当型サービス計画（以下「訪問介護計画等」という。）の作成及び変更等を行い、利用の申込みに係る調整をすること。
- ② 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握し、サービス担当者会議への出席し、利用者に関する情報の共有などの居宅介護支援事業者等との連携にすること。
- ③ 訪問介護員等に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況

についての情報を伝達し、業務の実施状況を把握すること。

- ④ 訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理、研修、技術指導、相談、その他サービス内容の管理について必要な業務等を実施すること。

(3) 訪問介護員等 3名以上

訪問介護員は、訪問介護計画等に基づきサービスの提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。

但し、国民の祝日、8月13日から8月15日まで、12月30日から1月3日を除く。

- (2) 営業時間 午前9時から午後5時までとする。

- (3) サービス提供時間は365日24時間とする。

- (4) 上記の営業日及び営業時間のほか、電話等により連絡が可能な体制とする。

(指定訪問介護及び札幌市訪問介護相当型サービスの内容)

第6条 本事業所で行うサービスの内容は次のとおりとする。

- (1) 訪問介護計画の作成

- (2) 身体介護に関する内容

- ①排泄・食事介助 ②清拭・入浴・身体整容 ③体位変換 ④移動・移乗介助、外出介助
- ⑤その他の必要な身体介護

- (3) 生活援助に関する内容

- ①調理 ②衣類の洗濯、補修 ③住居の掃除、整理整頓 ④生活必需品の買い物
- ⑤その他必要な家事

(指定訪問介護及び札幌市訪問介護相当型サービスの利用料等)

第7条 指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは市町村長が決定した介護保険自己負担割合に基づき、その1割又は2割、3割に相当する額の支払いを受けるものとする。

- 2 法定代理受領に該当しない指定訪問介護を提供した場合は、利用者から居宅介護サービス費用基準額と同額の支払いを受けるものとする。

- 3 法定代理受領サービスに該当する札幌市訪問介護相当型サービスを提供した場合は、利用者から札幌市長の定める基準により算定するサービス費用基準額から利用者から札幌市長の定める基準により算定するサービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとする。

- 4 法定代理受領に該当しない札幌市訪問介護相当型サービスを提供した場合は、利用者から利用者から札幌市長の定める基準により算定するサービス費用基準額と同額の支払いを受けるものとする。

- 5 次条に定める通常の事業の実施地域（以下「実施地域」という。）を越えて行う事業に要する交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とする。

- (1) 実施地域を越えた地点から片道10キロメートル未満 300円

- (2) 実施地域を越えた地点から片道10キロメートル以上 500円

- 6 利用者が自己の都合によりサービスの利用をキャンセルした場合、次の区分に従いキャンセル料を

徴取することができる。

キャンセル料 2,000 円（税別）

なお、サービス提供日の前日午後 5 時までに連絡があったときは、キャンセル料は発生しない。

- 7 前 6 項の利用料等の支払を受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとに区分したもの）について記載した領収証を交付する。
- 8 サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、その内容及び支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

（通常の事業の実施地域）

第 8 条 通常の事業の実施地域は、次のとおりとする。

- （１）指定訪問介護 札幌市
- （２）札幌市訪問介護相当型サービス 札幌市

（緊急時並びに事故発生時における対応方法）

- 第 9 条 訪問介護員等は、サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。
- 2 サービスの提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
 - 3 事業所の責により利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

（虐待防止に関する事項）

第 10 条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じるものとする。

- （１）虐待の防止に関する責任者の選定
- （２）従業者への虐待防止に関する定期的な研修の実施をするとともに、その結果について周知徹底を図る。
- （３）虐待等が発生した場合、あるいはその疑いがある場合には、原因分析したうえで、虐待防止のための改善策を策定し、関係機関に通報する。

（その他運営に関する重要事項）

第 11 条 事業所は、従業者の資質向上のために次のとおり研修の機会を設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

- （１）採用時研修 採用後 3 か月以内
 - （２）継続研修 年 1 回
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
 - 4 事業所は、サービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から 5 年間保管するものとする。

- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社わおん北海道の取締役と事業所の管理者との協議に基づいて定める。

附 則

この規程は、2024年5月1日から施行する。